吸収合併に関する事前開示書面

令和３年１月 26 日

東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社マネーパートナーズグループ
代表取締役社長　福島　秀治

当社は、当社を吸収合併存続株式会社、当社の 100%連結子会社であるコイネージ投資株式会社（本店：東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 14 番５号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条の定めに従い、下記の通り吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことと致します。

１．合併契約書
後掲令和３年１月 15 日付合併契約書記載のとおりです。

２．合併対価が存在しないことの相当性
コイネージ投資株式会社は当社が発行済株式の全部を保有する所謂完全子会社であるため、合併後の支配関係に変更はなく、合併対価の交付はなく、資本金の額の増加もありません。

３．吸収合併消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
コイネージ投資株式会社において新株予約権及び新株予約権付社債の発行はないため、該当事項はありません。

４．コイネージ投資株式会社に関する事項
①　最終事業年度に係る計算書類等ついては別紙をご参照ください。
②　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類はありません。
③　最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象はございません。

５．当社において最終の事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

6．合併の効力発生日以後の当社の債務の履行の見込み

当社及びコイネージ投資株式会社におけるそれぞれの最終事業年度の貸借対照表を基礎に、本件合併後、当社がコイネージ投資株式会社の債務を全て承継し、引き続きその履行責任を負うものの、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておらず、本件合併後においても、当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、履行期における債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

7．本書面の開示日以降において、上記事項における変更はありません。



合併契約書

株式会社マネーパートナーズグループ（本店：東京都港区六本木三丁目２番１号、以下、「甲」という。）とコイネージ投資株式会社（本店：東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目14番５号、以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本件合併」という）。

第２条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和３年３月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

第３条（合併の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第４条（増加すべき資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第５条（合併承認決議）

甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。ただし、会社法第796条第２項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

２　乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、会社法第784条第１項本文の規定により、本契約につき会社法第783条第１項に定める株主総会の承認を受けることなく本件合併を行う。

３　前２項定める事項は、合併手続き上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第６条（権利義務全部の承継）

乙は、令和２年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

２　乙は、令和２年３月31日から効力発生日に至る間の資産及び負債並びに権利義務の変動について、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第７条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第８条（従業員の処遇）

甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

第９条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1)効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

(2)第５条に定める合併承認決議が得られない場合

(3)第９条に従い本契約が解除された場合

第11条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和３年１月15日

（甲）東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社マネーパートナーズグループ
代表取締役　福島　秀治



（乙）東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目14番５号
コイネージ投資株式会社
代表取締役　福島　秀治









（別紙）

貸借対照表

（2020年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,277	流動負債	135
現金及び預金	6,268	未払法人税等	135
未収入金	8	負債合計	135
固定資産	93,559		
投資その他の資産	93,559	（純資産の部）	
関係会社株式	93,559	株主資本	99,701
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	△ 298
		その他利益剰余金	△ 298
		繰越利益剰余金	△ 298
		純資産合計	99,701
資産合計	99,836	負債･純資産合計	99,836

損益計算書

（自　2019年4月10日　　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		－
売上原価		－
売上総利益		－
販売費及び一般管理費		36
営業利益		△ 36
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
経常利益		△ 36
特別損失		
関係会社株式売却損	105	105
税引前当期純利益		△ 141
法人税・住民税・事業税	156	156
当期純利益		△ 298

株主資本等変動計算書

（自 2019年4月10日　至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額					
新株の発行	50,000	50,000			100,000
当期純利益			△ 298		△ 298
事業年度中の変動額合計	50,000	50,000	△ 298	－	99,701
当期末残高	50,000	50,000	△ 298	－	99,701

個別注記表
（自 2019年4月10日　至 2020年3月31日）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法
該当事項はありません。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記
該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記
(1) 関係会社との取引高
該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
① 当事業年度の末日における発行済株式の数　普通株式 2,000株
② 当事業年度の末日における自己株式の数　0株

5. 税効果会計に関する注記
該当事項はありません。

6. 関連当事者との取引に関する注記
(1) 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社マネーパートナーズグループ	被所有 直接 100.0%	出資 役員の兼任	会社設立時の出資引受	50	－	－

7. 1株当たり情報に関する注記
(1) 1株当たり純資産額　49,850円68銭
(2) 1株当たり当期純損失　149円32銭